

国民年金保険料の納付が困難なときは：

・学生納付特例
 学生の方で、申請者本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が「免除」、「一部納付（一部免除）」または「猶予」される制度があります。

◆制度の種類

・免除（全額免除・一部免除）
 申請者本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額免除または半額納付措置があります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

・若年者納付猶予

30歳未満の方で、申請者本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

◆申請の承認期間

・免除申請・

若年者納付猶予申請

7月～翌年6月

・学生納付特例申請

4月～翌年3月

◆申請手続き・問い合わせ先

本庁 住民生活課

☎ 0859・54・5210

大山支所 住民課

☎ 0859・53・3156

中山支所 住民課

☎ 0858・58・6114

◆免除の対象となる所得のめやす（平成19年度）

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦・子供2人)	162 万円	230 万円	282 万円	335 万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92 万円	142 万円	195 万円	247 万円
単身世帯	57 万円	93 万円	141 万円	189 万円

- 「4人世帯」、「2人世帯」の夫婦は、夫又は妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」の子供は、16歳未満の場合のめやすです。
- 若年者納付猶予の所得のめやすは全額免除と同じ、学生納付特例は半額納付と同じです。
- 退職者、震災・風水害の被災者の方は、所得がある場合でも免除に該当する場合があります。

◆「納付」と「全額免除・一部納付」と「未納」と「未納」はこのように違います。

	納付	全額免除	一部納付	若年者猶予 学生特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)	入ります	入ります	入ります	入ります	入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	入ります	入ります	入ります	入りません
	年金額に計算	されません	3分の1	一部	されません

- ※障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには、一定の受給要件があります。
- ※免除及び納付猶予などは10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です（ただし、免除及び猶予を受けた年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の額が加算されます）。

人権

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です

「社会を明るくする運動」は今年で57回目を迎える全国的な運動です。犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることをめざしています。テレビや新聞では毎日のように事件やニュースが報道されていますが、犯罪や非行をなくするためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことですが、罪を償い立ち直ろうとする決意をした人を受け入れることや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも大切なことです。

このたび、鳥取県実施委員

会（69機関・団体）では次のようなことを定めて取り組みを行うことになりました。

○重点目標

「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求めよう」

○強調月間

7月を「社会を明るくする運動」強調月間とする。

○統一標語

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」

◎本町の啓発活動

地区	日時	場所
中山地区	7月2日	中山中学校玄関前
名和地区	7月2日	名和中学校玄関前
大山地区	7月2日	JR大山口駅前

○問い合わせ先

人権推進課
 ☎ 0859・54・2286